

令和7年度町内会活動活性化補助金

鹿児島市では、活力ある地域コミュニティの形成・維持を図るため、町内会が行う活動等に対し助成を行っております。お住まいの地域をさらに盛り上げるために、助成制度をぜひご活用ください。

1 対象団体

単位町内会

2 対象事業（補助を受けるには、下記①～⑧のうち2つ以上の事業を実施することが条件）

No	活動名	主な活動の具体例
①	加入促進活動	未加入者や転入者への加入案内チラシやグッズの作成・配布など
②	親睦交流活動	運動会、夏祭り、餅つき会、各種スポーツ大会など
③	文化活動	文化祭、十五夜、六月灯、伝統芸能継承行事、各種講座・教室の開催など
④	広報・連絡活動	広報紙の作成・配布、回覧業務、掲示板の設置、ホームページの運用など
⑤	環境美化活動	ごみステーションの維持管理、町内清掃など
⑥	防犯・交通安全活動	防犯パトロール、登下校時の見守り、防犯灯の維持管理など
⑦	防災活動	防災訓練、避難行動要支援者の避難支援計画の作成、消防訓練など
⑧	地域福祉活動	敬老会、高齢者慰問・声かけ、福祉などに関する講座の開催など

3 補助金額

- ・[A] 加入世帯数に応じた基礎額に、[B] 実施する事業数に応じた額を加算した額
- ・補助上限額10万円

※申請は1年度につき1回

[A] 基礎額（1町内会あたり）

加入世帯数 （世帯数 4/1 現在）	年額
200 世帯以下	40,000 円
201～400 世帯	50,000 円
401～600 世帯	60,000 円
601 世帯以上	70,000 円

+

[B] 活動加算額（上限3万円）

事業数×5,000 円
（最大6事業）
「2 対象事業」の①～⑧の
うち、2 事業以上を実施する
ことが条件

= 補助金額

（[A] + [B] の合計）

4 補助対象外経費

対象事業の選択に関わらず、町内会が実施する公益的活動に係る経費すべてが対象となりますが、次の経費については、補助の対象外となります。

(1) 本補助事業以外の制度により補助を受けて行う事業

防犯灯の設置や維持管理に係る事業、資源回収やごみステーション整備に係る事業、自主防災活動に係る事業 等

(2) 性質上、対象とならない経費

飲食用のアルコール代、慶弔費、積立金、予備費（繰越金） 等

5 本事業の活用事例

◆◆◆事例1◆◆◆

〔条件〕 加入世帯数が30世帯、対象事業を4事業実施する場合

[A] 基礎額（200世帯以下に該当）	40,000円	}	合計（補助金額） 60,000円
[B] 活動加算額（4事業×5,000円）	20,000円		

8事業実施しても、加算の対象は最大6事業まで！



◆◆◆事例2◆◆◆

〔条件〕 加入世帯数が700世帯、対象事業を8事業実施する場合

[A] 基礎額（601世帯以上に該当）	70,000円	}	合計（補助金額） 100,000円
[B] 活動加算額（ <u>6事業</u> ×5,000円）	30,000円		

6 補助金申請の流れ

①事前着手承認・交付申請書の提出 → ②補助金交付決定 → ③補助金の概算払い
→ ④事業実施後、実績報告書の提出 → ⑤補助金交付確定※
※実績報告の決算額（対象外経費を除いた額）が補助額に満たなかった場合は差額をお返し（戻入）いただくこととなります。

補助金が先にもらえて事業に取り組みやすくなったわ

7 補助申請に必要な書類（様式は別途添付）

- 事前着手承認申請書（年間のすべての活動を補助対象とするために必要な書類）
 - 交付申請書
 - 事業計画書
 - 収支予算書
 - 請求書
 - 通帳表紙の裏面のコピー（振込先口座の「カナ氏名・口座番号」が記載されたページ）
- 町内会の総会資料の中に相当する資料があれば、その写しで代替できます。



8 提出期限

交付申請書等の提出期限は令和7年6月30日（月）です。

9 補助金の申請方法

別添の申請書類又は市HPからダウンロードのうえ、地域づくり推進課又は各支所総務課・総務市民課へ提出ください。

なお、本事業は電子申請がご利用いただけます。詳しくは、別添「補助金手続き等の電子申請への対応について（お知らせ）」をご覧ください。

10 提出方法

電子申請、メール、郵送、持参のいずれかの方法



[市HP]

《お問い合わせ先》

鹿児島市地域づくり推進課
コミュニティ係

TEL：099-216-1214 FAX：099-216-1207
Mail：chi-community@city.kagoshima.lg.jp